

横浜港大さん橋国際客船ターミナル指定管理者宛

TEL 045-211-2308/FAX 045-212-3872

出入国ロビー利用規則を遵守の上、次の通り申請いたします。

申請日 令和 年 月 日

団体名 (または法人名)	フリガナ	
申込者名 (法人の場合は担当者)	フリガナ	
	印	
連絡先	電話番号 :	携帯電話 :
	Fax 番号 :	メール :
住 所	〒	
利用希望日・時間帯	年 月 日 () ~ 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
利用希望場所	別紙に記載してください。	
備考		

以下内容を確認し同意の場合、□にチェックをしてください。(チェックのない場合利用することはできません。)

- 出入国ロビー利用規則の内容を確認し、利用規則に沿って利用いたします。
- 別紙、利用を許可しない場合(港湾施設の使用等に関する事務取扱要綱第5条)に署名、提出することに同意いたします。

令和 年 月 日 署名 _____ (印)

===== 以下管理事務所記入欄 =====

受付日: 月 日

利用金額

承認印

出入国ロビー	m ² × 250 円 =	円 (込)
		円 (込)
合計		円 (込)

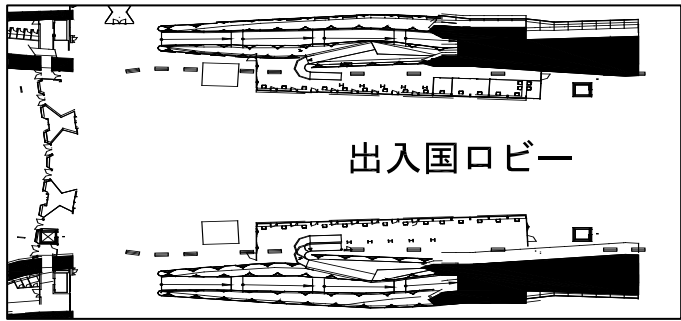
横浜港大さん橋国際客船ターミナル指定管理者

(一般社団法人横浜港振興協会)

〒231-0002 横浜市中区海岸通 1-1-4

電話 045-211-2308 FAX045-212-3872

所属長	担当者

利用希望場所	出入国ロビー（おおよその希望する場所を○で囲ってください。）
	 <p style="text-align: center;">出入国ロビー</p> <ul style="list-style-type: none">※ クルーズデッキ、スロープおよび新港側通路は避難誘導路にあたるため占有できません。 その為、占有利用を希望する際は別途警備員の発注が必要になります。※ 点字ブロックを塞ぐような占有はできません。※ 消防設備の前に物を置かないようにしてください。

◆利用を許可しない場合（港湾施設の使用等に関する事務取扱要綱第5条）

1 利用を許可しない場合は、次に掲げるとおりとします。

- 港湾施設の設置の目的に反する場合
(宗教の勧誘・布教又はこれに類する行為を目的とする場合、施設の目的及び用途を妨げる場合 等)
- 港湾施設の管理上支障がある場合
(施設の汚損・損壊又は滅失等のおそれがある場合、他の利用に支障が及ぶ場合 等)
- 公益を害するおそれがある場合
(善良な風俗を害するおそれがある場合、横浜市暴力団排除条例第2条第2号の暴力団の利益となる場合 等)
- 感染症の予防又は感染の拡大を防止する必要がある場合
- その他市長が必要と認めた場合
(横浜港のイメージを損なう場合、その他上記に準ずる場合 等)

2 市長（指定管理者）は、利用の許可を受けたものが前項のいずれかに該当することが判明した場合、許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができますものとします。

以上の内容をお読みいただき、以下にレ点をお願いします。

利用を許可しない場合の項目を確認しました。

令和 年 月 日

申請者（氏名又は法人等の名称） _____